

低格付社債における社債管理のあり方について

平成 24 年 6 月 19 日

【 目的 】

- ・ 実質的な社債権者保護を充実させ、低格付社債の発行と投資を拡大する。
- ・ 社債権者のために社債管理を行う者を設置する。
- ・ 社債権者の意思に基づく社債管理を容易にする。
- ・ 企業債務の再編を容易にする。

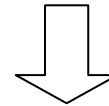
【 具体的な整備内容 】



- ・ 社債権者への情報伝達及び意思結集のための市場インフラの整備
- ・ 社債権者の判断・指示に基づく社債管理
- ・ 社債管理者の権限の具体化・明確化、裁量の縮小、責任の制限

○ 現状

	機関投資家向け（社債単位 1 億円以上（会社法 702 条））	個人向け（社債単位 1 億円未満（会社法 702 条））
高格付社債	社債管理者 <u>不</u> 設置債（F A 債）	社債管理者設置債 （ ・ 発行会社の財務内容のモニタリング ・ 社債デフォルト時以後の債権保全・回収 等 ）



社債発行及び投資の拡大（社債管理者設置債の拡大を促す）

○ 社債管理者制度の見直し

低格付社債*	新しい「社債管理者」設置債	新しい「社債管理者」設置債、社債管理者設置債
--------	---------------	------------------------

* 社債権者保護の観点から、社債管理機能が必要と考えられるものの、現状の社債管理者の権限、責任等を前提すると、担い手不在。

社債管理者制度の見直し

A 案

	機関投資家向け（社債単位 1 億円以上（会社法 702 条））	個人向け（社債単位 1 億円未満（会社法 702 条））
高格付社債	社債管理者 <u>不設置債</u> （F A 債）	新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の社債管理者制度の下での社債権者保護の機能を実質的に維持する。 〕
低格付社債	新しい「社債管理者」設置債 〔 ① 会社法において社債管理者に最低限求められる機能を定める。 ② 発行会社や社債投資家のニーズに合わせて、社債管理委託契約に社債管理の内容を定める。 〕	新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の社債管理者制度の下での社債権者保護の機能を実質的に維持する。 〕

社債管理者制度の見直し

B 案

	機関投資家向け（社債単位 1 億円以上（会社法 702 条））	個人向け（社債単位 1 億円未満（会社法 702 条））
高格付社債	社債管理者 <u>不設置債</u> （F A 債）	社債管理者設置債 〔 現行の社債管理者制度を維持する。 〕
低格付社債	新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の会社法で定める社債管理者の権限を限定・具体化し、 義務の明確化を図る。 〕	社債管理者設置債 〔 現行の社債管理者制度を維持する。 〕